

憲法しんぶん速報版

第 115 号

2005 年 4 月 15 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

憲法調査会最終報告書に異議あり！

調査会の目的を超えた暴挙に抗議

衆院憲法調査会は 4 月 15 日、5 年間にわたる「調査」の最終報告書の議決を強行しました。「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」との調査会の目的を逸脱し、憲法改悪に向けた論点整理ともいふべき内容です。この暴挙に、憲法会議も参加する「5・3 憲法集会実行委員会」は連日の抗議行動を展開しました。

「5・3 実行委」連日行動

憲法会議や市民団体、宗教者団体などで構成する「2005 年憲法集会実行委員会」は、衆院憲法調査会の最終報告書に抗議し、緊急行動を行いました。

4 月 14 日には、衆議院議員会館で「憲法調査会最終報告書に異議あり！私たちは憲法改悪を許さない！緊急集会」をひらき、130 人が参加しました。集会では、共産党の山口富男議員、社民党の土井たか子議員がそれぞれ憲法調査会委員としてあいさつ、また、民主党の喜納昌吉議員もあいさつしました。その後、8 つの事務局団体をそれぞれ代表する形で、全労連、キリスト者平和ネットなどが、憲法調査会の動きを厳しく批判し、憲法改悪に反対する運動を広げる決意を表明しました。

4 月 15 日には、採決の予定を聞いてかけつけた約 100 人が参加し、衆議院議員会館前で、調査会の審議と平行して抗議の緊急集会を開催しました。新婦人、全労協、日高教、日本山妙法寺の代表らが採決に抗議の声をあげました。調査会を終えた共産党の山口富男議員もかけつけて、怒りをこめて採決のもようを報告しました。参加者は山口議員とともに、「憲法改悪は許さない！」とのシュプレヒコールをおこないました。

報告書に対する各会派発言

【自民党・船田元】 報告書は過去 5 年間の調査会における議論を記述し、一定の基準に基づいて意見の多寡を記載することによって委員の考え方を把握できるようにしたものであり、大い

に評価すべきものだ。また今後の憲法論議についても、国民投票法の制定や憲法問題を取り扱う国会の常設機関の設置など、憲法の見直し作業を行う指針となった。まず、現在の調査会の枠組みを維持し、更なる憲法調査と国民投票法案の起草ならびに審議権を付与することを強く願う。

【民主党・枝野幸男】 調査会は、何らかの集約を予定してスタートしたものではないから、ここに示された「多数意見」も、たまたま特定の意見が多数であったことを示すにすぎない。調査会がスタートした5年前を考えるなら、こうした報告書がまとめられたこと自体が大きな成果であり、前進だ。大切なのは、これまでの調査をどのように生かしていくかだ。そのため、調査会を今後も継続し、憲法そのものの論議を深めること、憲法改正手続法の制定などの第二のステップにすすむ必要がある。

【公明党・赤松正雄】 報告書が憲法を広範かつ総合的に調査するという調査会の目的を、それなりに達成したものであることを素直に喜ぶ。数多い意見を羅列するだけでは最終報告書の名に値しないから、報告書が多数意見を明確にしたことは、おおむね穏当だと思う。調査会の今後だが、どこをどう変えるか、変えなくていいか、引き続き論議する場として残し、国民投票手続法に限りて議決権を認めることが必要ではないか。

【共産党・山口富男】 調査会は憲法について広範かつ総合的に調査を行う目的で発足したものであり、共産党

中山太郎会長の「まえがき」

5年間、会長として常に念頭においたのは、「憲法論議に与党も野党もない、常に国民の目線で論議する」ということだ。そのため、幅広いテーマを設定したり、中央・地方の公聴会を開催したり海外調査をおこなってきた。

以上の調査をつうじて、浮かびあがったことは憲法と現実の乖離であり、9条や89条のみならず79条・80条の裁判官報酬問題などがある。これらを憲法上問題ないとするのは、国民にわかりやすい解釈とはいえない。「憲法は国民のもの」という視点からは、もっとも重大な問題だ。「憲法改正国民投票法案」の議論を手始めに本調査会の後継機関で議論されることが望ましい。

は憲法の歴史的、現代的意義を明らかにし、憲法に照らして現実政治を点検することを求めてきたが、調査会にはつねに改憲の動きがもちこまれ、その目的にふさわしい5年間とはならなかった。しかも報告書は調査の経過と結果を反映せず、憲法改定に向けた論点整理となっている。調査会は報告書を提出した後は幕を閉じるべきだ。

【社民党・土井たか子】 報告書は、さまざまな問題意識やニュアンスの違いを捨象し、多数意見をつくらんがための恣意的な基準で改憲の方向性を示すものだ。「憲法問題を取り扱う国会の常設機関」「憲法改正手続法」に関する意見まで盛り込んだこと自体、調査会の目的を逸脱する。憤りをもって遺憾の意を表明する。